

平成26年度
中小企業等のクラウド利用による
革新的省エネ化実証支援事業
(データセンターを利用したクラウド化支援事業)

-クラウドサービスの登録-

登録要領

1.1版
平成26年8月

一般社団法人 環境共創イニシアチブ（以下、「S I I」という）の補助金は、国庫補助金等の公的資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、S I Iとしましても厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

クラウドサービスの登録を希望する事業者（以下、「クラウドサービス事業者」という）及びデータセンターの登録を希望する事業者（以下、「データセンター事業者」という）の方々は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）」をよくご理解のうえ、補助金受給に関する全ての手続きに関して適正に行えることを確認いただき、申請くださいますようお願いいたします。

- ① 補助金に係る全ての提出書類において、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないで下さい。
- ② S I Iから補助金の交付決定を通知する前において、既に発注等を完了させた補助対象事業等については、補助金の交付対象とはなりません。
- ③ 補助金で取得、または効用の増加した財産（取得財産等）を、当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供することをいう）しようとするときは、事前に処分内容等についてS I Iの承認を受けなければなりません。なお、S I Iは、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
- ④ また、偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、S I Iとして、補助金を受給した補助事業者及びシステム移行事業者、クラウドサービス事業者等に対して必要に応じて現地確認等を実施します。
- ⑤ 上記の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額をS I Iに返還していただきます。併せて、S I Iから新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
- ⑥ なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。予め補助金に関するそれら規定を十分に理解したうえで本事業への登録手続きを行うこととします。

一般社団法人環境共創イニシアチブ

※ S I Iが執行する「中小企業等のクラウド利用による革新的省エネ実証支援事業」は、経済産業省が定めた「中小企業等省エネルギー型クラウド利用実証支援事業費補助金交付要綱（20140327財情第5号）第3条」に基づき、国庫補助金から、本事業で定めた一定の基準要件を満たす形で現行の情報システムを省エネルギー性の高いデータセンターを活用したクラウドサービスへ移行する補助事業者に交付するものです。

1. 事業概要

1-1	事業目的	P. 4
1-2	事業概要	P. 4
	・ 事業名	P. 4
	・ 事業予算額	P. 4
	・ 補助事業者	P. 4
	・ 補助対象となる事業	P. 4
	・ 登録クラウドサービス	P. 4
	・ 補助対象経費	P. 5
	・ 補助率	P. 6
	・ 補助事業期間	P. 6
	・ 中小企業者の定義	P. 7
1-3	事業基本スキーム	P. 8
1-4	事業全体の基本フロー	P. 9
1-5	事業全体スケジュール（予定）	P. 10
参考資料	用語	P. 11

2. クラウドサービス登録の要件

2-1	クラウドサービス事業者の要件	P. 13
2-2	クラウドサービスの要件	P. 14
	・ 対象要件	P. 14
	・ 登録するクラウドサービスの消費電力量に関する申請・報告	P. 15
2-3	クラウドサービスのサービス提供基盤となるデータセンターの要件	P. 17
2-4	登録に向けた審査	P. 18

3. クラウドサービスの省エネルギー性

3-1	クラウドサービスの省エネルギー性の説明	P. 20
	・ 登録するクラウドサービスの契約原単位あたりの消費電力量 算出方法	P. 20
	・ クラウド基盤で使用するICT機器の消費電力量の算出方法	P. 23
	・ データセンターのPUE値の提示	P. 24

4. クラウドサービス登録の申請方法

4-1	申請書の入手方法	P. 26
4-2	提出書類	P. 26
4-3	受付期間	P. 28
4-4	問い合わせ先と送付先	P. 28

5. 別紙

様式一式	P. 30
------	-------

6. 更新履歴

更新履歴	P. 39
------	-------

1. 事業概要

1-1 事業目的

インターネットやインターネット端末の普及、サーバの低価格化によるICTと呼ばれる情報通信技術の市場拡大に伴い、社会全体で取り扱うデータ量が飛躍的に増加してデータセンター需要が高まり、成長分野として期待されている。

また、東日本大震災以後、BCP（事業継続計画）の観点から、情報システムとそのバックアップシステムをデータセンターに移行するニーズが高まっている。

一方、データセンターは我が国全体の消費電力量の約1%を超えて増大しており、データセンターの増加による電力需給への負荷が危惧されている。加えて、電力価格の高騰によるコスト上昇により、我が国のデータセンターの国際競争力の低下が懸念されている。

本事業は、よりエネルギー効率の高いデータセンターを利用したクラウドサービスの普及を促進することにより、電力需給と省エネルギー対策を図ると同時に、BCPの向上と我が国のデータセンターの国際競争力強化を図ることを目的とする。

1-2 事業概要

本事業は、オンプレミス（情報システムを、事業者自らが管理する設備内に事業者が所有するICT機器を導入、設置して運用すること）やデータセンターのハウジングサービス（情報システムを、当該事業者以外が管理する設備内に、事業者が所有するICT機器を導入、設置して運用すること）にて運用している情報システムを、一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下、「SII」という）が予め登録したエネルギー効率の高いデータセンターを活用したクラウドサービスに移行する事業者（以下、「補助事業者」という）に対して、その費用の一部を補助する。

(1) 事業名

平成26年度 中小企業等のクラウド利用による革新的省エネ化実証支援事業
(データセンターを利用したクラウド化支援事業)

(2) 事業予算額

35億円の内数

(3) 補助事業者

オンプレミスやデータセンターのハウジングサービスにて使用している現在の情報システムを、予めSIIに登録されたエネルギー効率の高いデータセンターを活用したクラウドサービスに移行する事業者を対象とする。

※ 補助事業者は、日本に登録されている法人であり、かつ日本国内で継続的に事業または活動を行なっているものとする。

※ 地方公共団体や国公立大学、公立病院等も対象とする。ただし、補助対象となる事業であっても国から他の補助金や利子補給金を受給している場合は、この限りではない。

(4) 補助対象となる事業

以下①から④の全ての要件を満たす事業に対して補助を行う。

- ① 日本国内において実施される事業であること。
- ② 補助事業者が所有するICT機器等にて運用する情報システムを予めSIIに登録されているクラウドサービスへ移行し、移行前に使用していたICT機器等を除却する事業であること。
- ③ クラウドサービスへ移行した情報システムが、最低1年以上継続される事業であること。
- ④ 補助事業を通し、情報システムをクラウドサービスに移行することにより省エネルギー化が図られること。

(5) 登録クラウドサービス

データセンター内で提供されるネットワーク接続やハウジング等のインフラサービスを含んだコンピューティング能力をサービスとして提供するもの（IaaS、PaaS、SaaS）。

※ SIIはクラウドサービスの登録を希望する事業者（以下、「クラウドサービス事業者」という）からの申請を受け付け、その内容を審査し、登録する。また、登録したクラウドサービスについては、順次SIIのホームページで公表する。

※ IaaS、PaaS、SaaSの定義についてはP. 11を参照。

(6) 補助対象経費

1) 補助対象範囲

移行作業費、物品・サービス費の補助対象範囲は以下の通りとする。

※ 補助対象範囲は、補助事業の公募の開始時に変更される可能性がある。

移行作業費		クラウドサービスへ情報システムを移行する際に発生する移行作業に係る経費
開発	イ) 設計 (基本設計・詳細設計)	要件定義内容を基にした以下の各設計作業に係る費用 <ul style="list-style-type: none"> クラウド環境の構成決定（インフラ、ネットワーク等） システムの監視、バックアップ等の方式決定 障害発生時の環境切り替え方式決定 プログラム移行設計（新環境で動作させるための修正やツール等による変換） データ移行設計
	ロ) 構築	設計内容を基にした以下の各構築作業に係る費用 <ul style="list-style-type: none"> クラウド環境の設定（インフラ、ネットワーク等） ソフトウェア等のインストレーションや設定 データベースの構築 プログラムの移行（修正・変換）、反映 データ移行（開発・検証用） 監視、バックアップ環境の構築、設定
	ハ) テスト	以下の各種テストに係る費用 <ul style="list-style-type: none"> 移行リハーサル、移行結果確認、検証 総合テスト ユーザ受け入れテスト 負荷テスト（リソース、スループット等のテスト） セキュリティテスト 監視・バックアップテスト 切り替えテスト 障害復旧テスト
	ニ) データ移行	本番稼働に向けた各種データ移行作業に係る費用
	ホ) 本番環境構築	本番リリース作業（並行稼働、並行稼働環境から単独稼働環境への切り替え）
物品・サービス費		対象となる移行作業の実施に必要なパッケージやライセンス費用及び移行先クラウドサービスの初期費用、並行稼働期間中のサブスクリプションに基づく利用等に係る費用
	イ) クラウドサービス利用料	オンプレミスの情報システムとクラウドサービスへ移行した情報システムが並行稼働する間に発生する以下項目についての費用 <ul style="list-style-type: none"> クラウドサービスの初期費用及びサブスクリプションに基づく利用料 インフラ利用料（サーバ、ディスク装置、ネットワーク機器等）

以下の経費については補助対象外とする。

- ・ 企画に係る作業費用
- ・ 要件定義に係る作業費用
- ・ 既存システムに対して機能追加に要する費用
- ・ 情報システムの移行に係らない業務プロセス等の変更に伴う費用
- ・ 情報システムの移行作業に係らないパッケージやライセンスの費用
- ・ 撤去・除却費用（既存建物解体費用、既存の情報システムを運用するために所有していたICT機器や設備等の除却費用等）
- ・ 諸経費（交通費、会議費等）
- ・ 消費税
- ・ クラウドサービスを継続して利用する際の利用料 等

2) 他の補助金等との重複

補助事業の補助対象経費と国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同第2号の掲げる資金を含む）等の補助対象経費が重複する場合は補助対象外とする。

(7) 補助率

補助対象経費の1/5以内とする。

ただし、補助事業者が中小企業者の場合は補助対象経費の1/3以内とする。

補助対象経費区分		中小企業者	その他
補助率	移行作業費	1/3以内	1/5以内
	物品・サービス費		

※ 中小企業者の定義についてはP. 7を参照。

補助事業における補助額の上限額・下限額については、それぞれ下記の通りとする。

中小企業者：補助額が20万円以上～1,500万円以下の範囲を対象とする

その他：補助額が20万円以上～3,000万円以下の範囲を対象とする

※ 補助対象経費に補助率を掛け合わせた補助額が上限額を上回る場合、申請された事業が補助対象として認められれば、補助額の上限額で交付される。

(8) 補助事業期間

平成27年3月31日（火）までとする。

ただし、補助対象に係る費用の支払完了は、平成27年1月31日（土）までとする。

① クラウドサービス登録期間

平成26年4月24日（木）～平成26年9月30日（火）までとする。

② 補助事業期間

交付申請受付については、後日S I Iのホームページにて行うこととする。

<中小企業者の定義>

中小企業基本法第2条に準じ、以下の通り中小事業者を定義する。

業種	資本金基準	従業員基準
	資本金の額または出資の総額	常時使用する従業員
①製造業、建設業、運輸業、その他 (以下の①'は除く)	3億円以下	300人以下
①'ゴム製品製造業 (自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③小売業	5千万円以下	50人以下
④サービス業 (以下の④'と④''は除く)	5千万円以下	100人以下
④'ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
④''旅館業(旅館業法 昭和23年法律第138号に規定する旅館業)	5千万円以下	200人以下
⑤以下の組合(構成員の2/3以上が中小企業者である場合に限る) <ul style="list-style-type: none"> ・事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合 (中小企業等協同組合法 昭和24年法律第181号に規定する組合) ・協業組合、商工組合、商工組合連合会 (中小企業団体の組織に関する法律 昭和32年法律第185号に規定する中小企業団体) ・商店街振興組合、商店街振興組合連合会 (商店街振興組合法 昭和37年法律第141号に規定する組合) 		

※ 業種は日本標準産業分類(第13回改定)に基づく。

※ ①～④''までの業種については、資本金基準または従業員基準のどちらか一方を満たせば中小企業者とする。

※ 複数の業種がある場合は、直近の決算書において、「売上高」が大きい方を主たる業種とする。売上高が同じ場合には、「各事業の従業員数」から判断する。ただし、「製造小売」は「小売業」に該当とする。

※ 社会福祉法人、学校法人、医療法人、NPO法人、宗教法人は上記基準を満たしていても中小企業者にはならない。

※ ⑤の組合には、LLP(有限責任事業組合)、市街地再開発組合、生活協同組合、農業協同組合等は含まれない。

※ 常時使用する従業員の数には、事業主、法人の役員、臨時の従業員は含まれない。(パート、アルバイトは従業員として算出する)

※ また、以下のいずれかに該当する「みなし大企業」は除く。

<その他留意事項>

(注1) 「みなし大企業」とは下記による

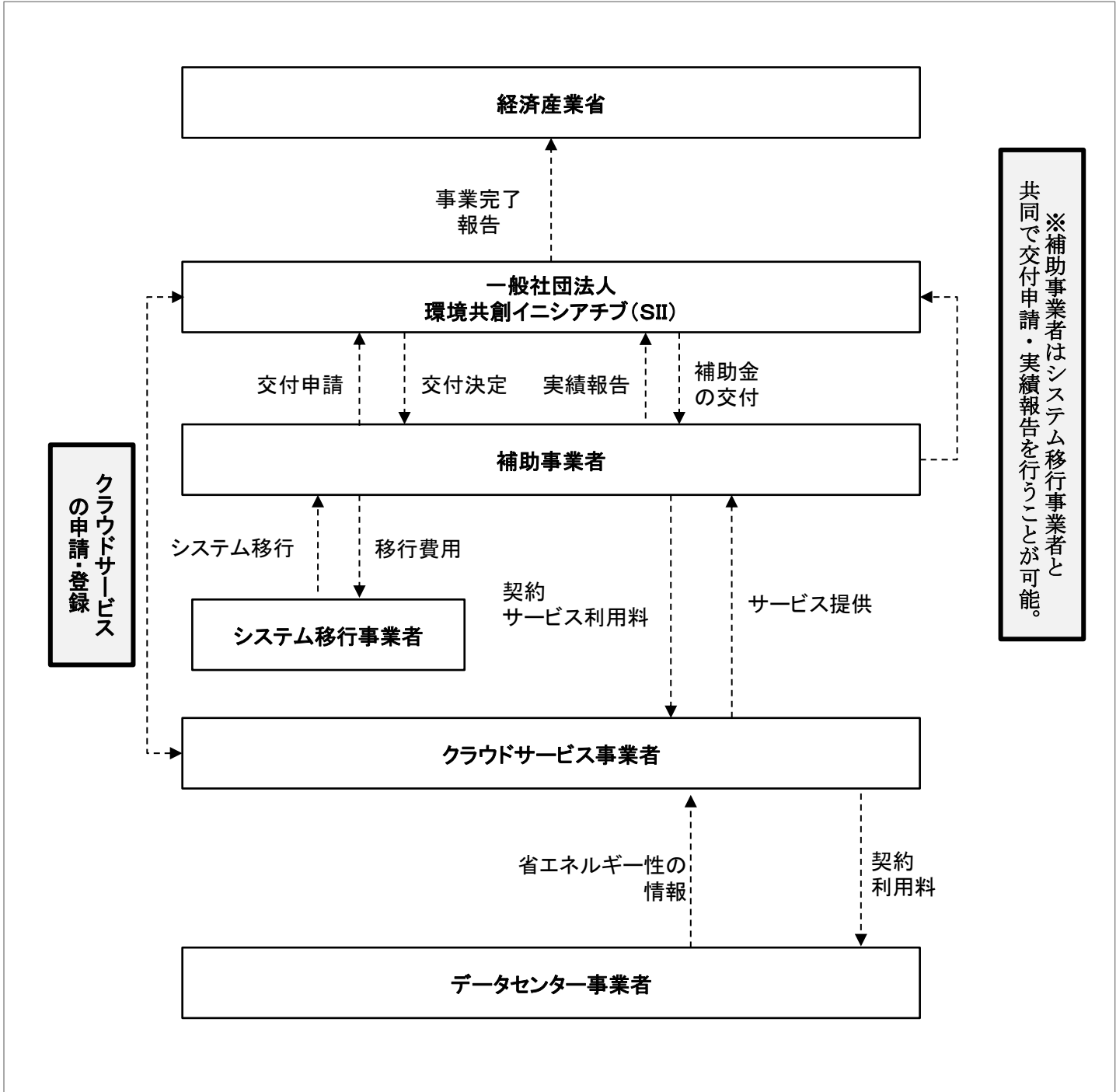
- ・発行済株式の総数または出資価格の総額の1/2以上を同一の大企業が所有している中小企業者。
- ・発行済株式の総数または出資価格の総額の2/3以上を大企業が所有している中小企業者。
- ・大企業の役員または職員を兼ねている者が、役員総数の1/2以上を占めている中小企業者。

(注2) 「大企業」とは下記による

上記「中小企業者以外の事業者」のことを言う。ただし、中小企業投資育成株式会社法(昭和38年法律第101号)に規定する中小企業投資育成株式会社、廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法(平成7年法律第47号)に規定する指定支援機関(ベンチャー財団)と基本約定書を締結した者(特定ベンチャーキャピタル)及び投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年法律90号)に規定する投資事業有限責任組合は「大企業」に含まれない。

1-3 事業基本スキーム

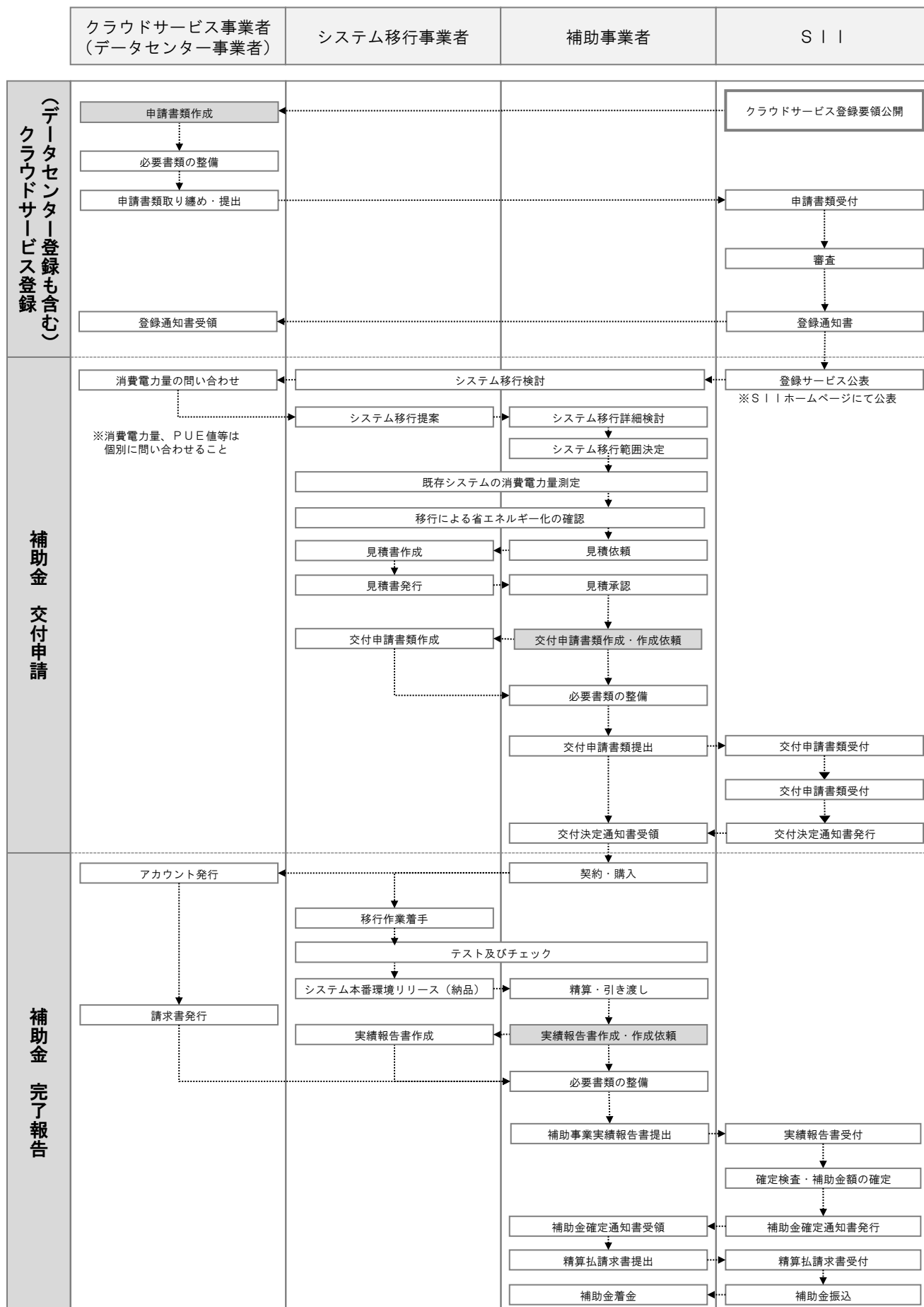
本事業は、S I I が執行団体として、各事業者からの申請・登録を受け付け、審査及び補助金の交付等を実施する。



※ クラウドサービス申請・登録の詳細についてはP. 13～18を参照。

1. 事業概要

1-4 事業全体の基本フロー



1. 事業概要

1-5 事業全体スケジュール

時期		クラウドサービス事業者	補助事業者		
平成26年	4月	4月24日(木) クラウドサービス登録申請開始			
	5月	5月16日(金) 一次締め切り		5月19日(月) 随時受付	
		6月		6月9日(月) クラウドサービス 一次公表	6月10日(火)以降 クラウドサービス順次公表
	7月				
	8月				
	9月				9月30日(火) クラウドサービス登録 受付終了(※)
	10月				
	11月				11月28日(金) 交付申請受付終了
	12月				
	平成27年				1月
2月	2月10日(火) 補助事業実績報告期限				
3月	3月31日(火) 補助金の支払い完了				

※ クラウドサービス登録受付終了後、補助事業の交付申請時に補助事業に必要なクラウドサービスが未登録の場合は、S I Iに個別に問い合わせること。

＜参考資料＞ 用語

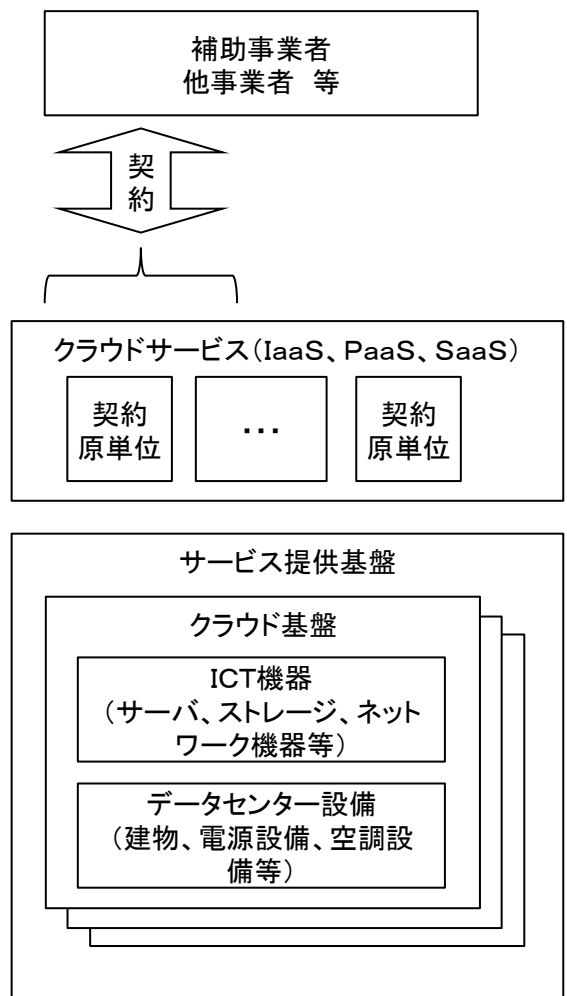
本事業における各用語を下記の通り定義する。

- クラウドサービス：
クラウドサービス事業者が提供するサービス（IaaS、PaaS、SaaS）のこと。
- IaaS：
データセンター内でのハードウェア構成単位、もしくは仮想構成単位（VM）、またはシステムリソース単位（CPU、メモリ、ストレージ、ネットワーク容量）でのコンピューティング能力をサービスとして提供しているもの。
情報システムのパフォーマンスやセキュリティ等を考慮するために、IaaSとデータセンターに収容した物理サーバ等のICT機器を組み合わせて使用する方法も含む。
- PaaS：
データセンター内でのアプリケーションを稼働させるためのOSやミドルウェア等のプラットフォームを含むコンピューティング能力をサービスとして提供しているもの。
- SaaS：
データセンター内でのアプリケーション（ソフトウェア）等を含むコンピューティング能力をサービスとしてシステム提供しているもの。

※ IaaSについては、仮想サーバのOSも併せて提供するものも含む。

※ PaaS、SaaSについては、サービス提供基盤の一部に仮想マシンを使用せずに、データセンターに収容されたICT機器上で直接稼働する場合も認める。

- 契約原単位：
クラウドサービスの契約における最小単位のこと。
クラウドサービス事業者が、補助事業者等、他事業者と契約を結ぶ際の数量の基となる単位のこと。
- 最大契約原単位数：
登録するクラウドサービスについて、設計上の契約原単位の最大収容数。
- サービス提供基盤：
クラウドサービスを提供するためのコンピューティング資源の提供基盤のこと。
- クラウド基盤：
クラウドサービスを提供するために必要となるICT機器及びデータセンター設備のこと。
- ICT機器：
クラウドサービスの提供に必要なデータセンターごとのICT機器群のこと。ICT機器は、サーバ、ストレージ、ネットワーク機器等を指す。
- データセンター：
クラウドサービスを提供するために必要となるクラウドシステムを収容する施設のこと。
データセンターには、建物そのものの他、電源設備や空調設備等が含まれる。



2. クラウドサービス登録の要件

2. クラウドサービス登録の要件

2-1 クラウドサービス事業者の要件

クラウドサービスを登録するクラウドサービス事業者は、以下①から⑥の全ての要件を満たすこと。

<クラウドサービス事業者が有しなければならない基本要件>

クラウドサービス事業者は、法人として以下要件を満たしていること。

- ① 日本国において活動の拠点を有していること。
- ② 安定的な事業基盤や事業の継続性を有していること。
- ③ 経済産業省の所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止措置を受けていないこと。

<第三者認証の取得・認証についての要件>

- ④ クラウドサービス事業者、または登録するクラウドサービスの提供に携わる部門は、S I I が指定する以下の第三者認証を1つ以上、取得・認定を受けていること。
 - ・ I S O / I E C 2 7 0 0 1 (J I S Q 2 7 0 0 1)
 - ・ J I S Q 1 5 0 0 1 (プ ラ イ バ シ ー マ ー ク)
 - ・ I S O 2 0 0 0 0 (I T S M S)
 - ・ A S P I C 情 報 開 示 認 定 (A S P ・ S a a S / I a a S ・ P a a S)

<その他>

- ⑤ これまでにクラウドサービスの提供実績を有し、それを示せること。
- ⑥ S I I に対し、登録するクラウドサービスが基盤として使用する I C T 機器等の消費電力量を裏付ける証憑書類を提示できること。

※原則、実測に基づいたクラウドサービスの契約原単位ごとの消費電力量を提示できることが必要。
ただし、実測値での提示が難しい場合、理由を明示のうえ、設計値による提示も認めることとする。

<その他留意事項>

(注1) クラウドサービス事業者は、監査や会計検査院による会計監査に備え、登録手続きに要した全ての書類を、事業完了後から最低5年間以上保管し、閲覧・提出に協力しなければならない。

(注2) クラウドサービス事業者は、登録したサービスについて不具合・事故等が生じたことを知り得た場合には、S I I に対し速やかに報告しなければならない。

2-2 クラウドサービスの要件

(1) 対象要件

登録するクラウドサービスは、以下①から⑫の全ての要件を満たすこと。

<サービスの提供形態の要件>

- ① サービス提供基盤として使用するサーバ、ストレージ機器、ネットワーク機器等のICT機器がデータセンターに収容されていること。
- ② 提供するクラウドサービスの内容が定義されていること。
- ③ 補助事業終了後においても、当該補助金を用いて移行した情報システムについて、少なくとも平成28年3月31日（木）までは利用できるよう、提供するクラウドサービスが継続できること。
- ④ サービスがIaaS、PaaS、SaaSのいずれかの形態で提供されていること。

<登録サービスの信頼性の要件>

- ⑤ サービス品質に関する基準が定められていること。
- ⑥ クラウドサービスに対する死活監視、障害監視等、適切なサービス提供基盤の運用を行っていること。
- ⑦ サービス提供基盤に対する不正侵入等の検知を行う仕組みを有する等、適切なセキュリティ対策を行っていること。

<契約条件等の要件>

- ⑧ サービスを終了する際には、契約者に対し事前告知することができること。

<省エネルギー性の要件>

- ⑨ 以下の各情報について証憑書類を添付のうえ、提示できること。
 - ・ クラウドサービスの契約原単位あたりの消費電力量
 - ・ サービス提供基盤の消費電力量
 - ・ クラウドサービス及びサービス提供基盤の仕様や構成
- ⑩ 使用しているデータセンターがSIIの定める要件を満たすこと。
※ データセンターの要件についてはP. 17を参照

<報告・情報提供の要件>

- ⑪ 補助事業者に対し、利用した契約原単位の数を示せること。
- ⑫ クラウドサービスがSIIに登録された後も、SIIからの求めに応じ、クラウドサービスの省エネルギー性を説明する資料及び証憑書類を提示できること。

<その他留意事項>

- (注1) 複数の事業者が同一クラウドサービスの販売等を行う場合は、クラウドサービスを提供する事業者が代表して販売する事業者を登録すること。
ただし、同一内容のクラウドサービスであっても、異なるサービス名で販売する場合は、別のクラウドサービスとして個別に申請すること。

2. クラウドサービス登録の要件

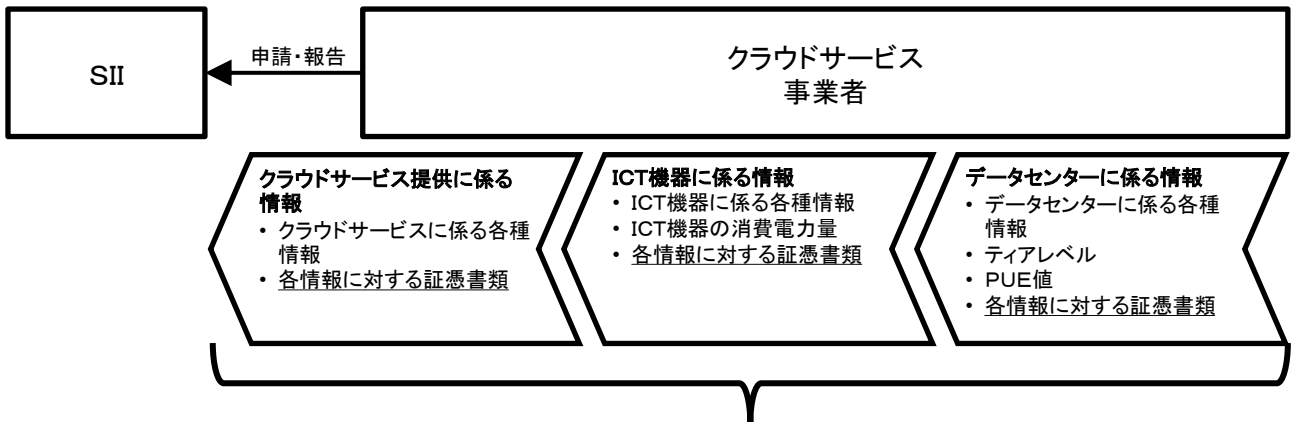
(2) 登録するクラウドサービスの消費電力量に関する申請・報告

クラウドサービス登録申請を行う際は、登録するクラウドサービスの契約原単位あたりの消費電力量と申請に必要な資料及び証憑書類を必ず添付し提出すること。

また、サービス登録後もS I Iの求めに応じ、最新の証憑書類を提示できること。

① 事業者自らがデータセンターからクラウドサービスまで一貫して構築・提供する場合

サービス提供基盤を事業者にて構築・管理等を行っている場合、クラウドサービス事業者はクラウドサービス登録申請に必要な全ての証憑書類を揃えること。



クラウドサービス事業者は、サービスに係る全ての申請書類、証憑書類を揃えて登録手続きを行うこと。

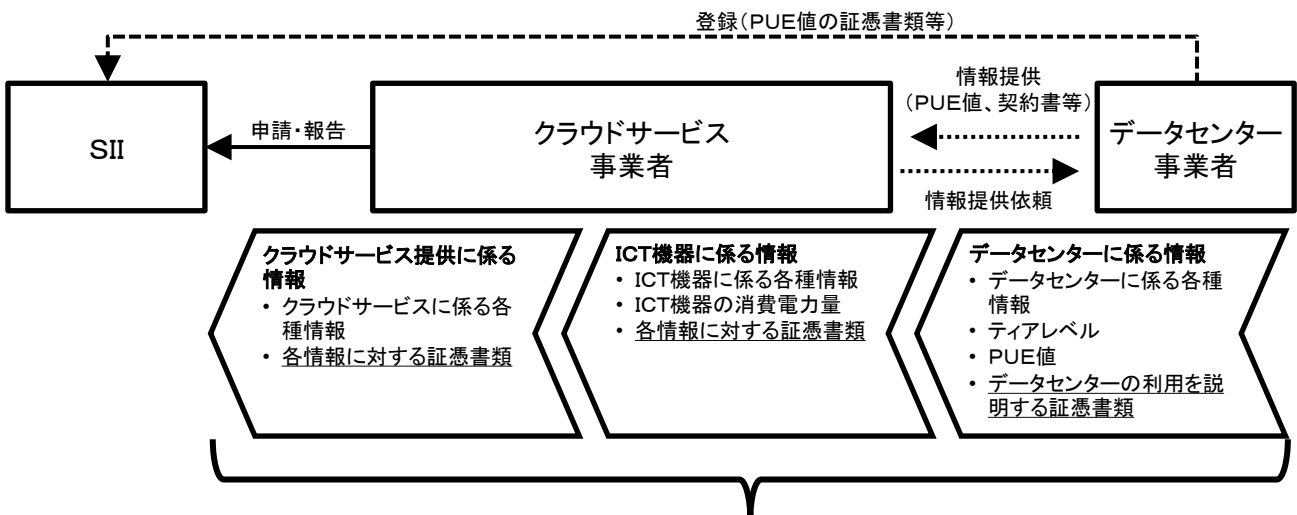
※クラウドサービスの契約原単位あたりの消費電力量の算出については、登録するクラウドサービスにて利用するICT機器及びICT機器が収容されるデータセンターまで遡って行うこと。

② 他社のデータセンター上でクラウドサービスを構築・提供する場合

他の事業者が登録したデータセンターを用いて、事業者にてICT機器の構築・管理等を行っている場合、自社で管理する範囲の証憑書類と、登録済みのデータセンターを利用していることを証明する証憑書類を提出すること。

※利用する他の事業者のデータセンターがS I Iに登録されていない場合は、①と同様に証憑書類を揃えること。

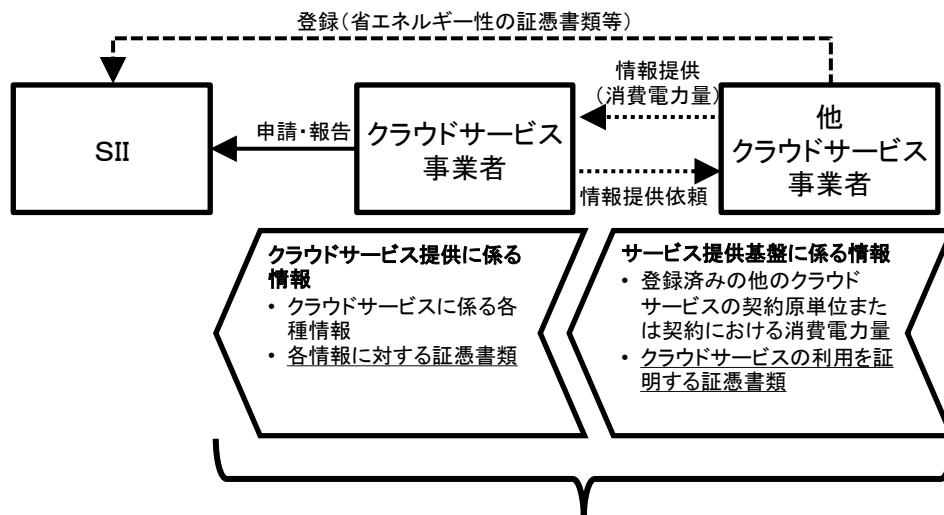
※登録済みのデータセンターを複数利用している場合は、全ての登録済みのデータセンターを利用していることを証明する証憑書類を提出すること。



クラウドサービス事業者は、サービスに係る全ての申請書類を揃えて登録手続きを行うこと。

③ 他のクラウドサービス上で自社のクラウドサービスを構築・提供する場合

SIIに登録されているIaaSやPaaS等のクラウドサービスを利用して、PaaSやSaaS等の自社クラウドサービスについて登録申請を行う場合、クラウドサービス事業者は、自社で管理する範囲の確証となる書類とともに、登録済みの他のクラウドサービスを利用していることを証明する証憑書類を提出すること。



クラウドサービス事業者は、サービスに係る全ての申請書類を揃えて登録手続きを行うこと。

2-3 クラウドサービスのサービス提供基盤となるデータセンターの要件

登録するクラウドサービスのサービス提供基盤として利用するデータセンターは、以下①から④の全ての要件を満たすこと。

<ファシリティの要件>

- ① 日本データセンター協会が制定した「データセンターファシリティスタンダード」の Ver. 2. 1以上の基準項目におけるティアレベルがティア2相当以上であること。

<省エネルギー性の要件>

- ② データセンターの環境性能が高く、過去1年間の実測PUE値が2. 5未満であること。
 - ※ ただし、稼働後3年未満のデータセンターにおいて、実測が困難な場合に限り、理由を明示のうえ、設計PUE値も認める。
 - ※ 上記PUE値は、日本データセンター協会が策定した「PUE 計測・計算方法に関するガイドライン」の Ver. 2. 5以上に基づいて測定・算出することを条件とする。
 - ※ PUE値については、平成24年4月1日以降の計測値を基に算出すること。

<報告・情報提供の要件>

- ③ クラウドサービス事業者に対して、データセンターのPUE値を提示できること。
- ④ S I Iに対して、データセンターのファシリティ要件及び省エネルギー性を説明する資料や証憑書類を提示できること。

「データセンターファシリティスタンダード」及び「PUE 計測・計算方法に関するガイドライン」については、以下のホームページから本編を購入もしくはダイジェスト版を無償で入手することができる。資料の内容及び詳細については 日本データセンター協会へ確認すること。

<日本データセンター協会 ホームページ>
[http://www. jdcc. or. jp/](http://www.jdcc.or.jp/)

2-4 登録に向けた審査

S I Iは、以下の項目について審査を行い、クラウドサービスを登録する。

審査項目については、関係分野の専門家で構成された外部審査委員会を経て、S I Iにより審査内容を決定する。

S I Iにて登録したクラウドサービスは、提供事業者名、サービス名等をS I Iのホームページで順次公表する。

【審査項目】

- クラウドサービスの継続性
- データセンターの省エネルギー性
- クラウドサービスのエネルギー利用の数値化の妥当性
- その他、S I Iが指定する要件を全て満たすこと

<審査に係る留意事項>

以下のいずれかの項目に該当する場合、S I Iはクラウドサービス事業者に対し、面談や追加書類の提出を求めることがある。

- クラウドサービス登録の申請内容に不備、不足が認められた場合
- 登録済みのクラウドサービスについて、登録申請に係る情報に対し疑義が生じた場合

また、クラウドサービスが登録された後、虚偽や不正が明らかとなり、登録クラウドサービスとして不適切であるとS I Iが判断した場合は、該当するサービスの登録を抹消することがある。

<その他留意事項>

クラウドサービス登録にあたりクラウドサービス事業者及びデータセンター事業者から提出された機密性の高い情報については、S I Iから一般に開示することはない。

ただし、監督官庁からの求めに応じて統計的な処理等を行ったうえで公表される場合がある。

3. クラウドサービスの省エネルギー性

3-1 クラウドサービスの省エネルギー性の説明

クラウドサービス事業者は、提供するクラウドサービスの省エネルギー性を説明すること。

原則、クラウドサービスのサービス提供基盤の消費電力量（年間）を実測し、クラウドサービスの契約原単位あたりの消費電力量（年間）を算出すること。

(1) 登録するクラウドサービスの契約原単位あたりの消費電力量算出方法

クラウドサービス提供基盤の構成により、以下の①から③に分類し、それぞれの算出方法に基づいて、契約原単位あたりの消費電力量を算出すること。

なお、契約原単位については、クラウドサービス事業者にて定義することを前提としている。

① データセンターに収容した自社のICT機器でクラウドサービスを構築・提供する場合

$$\text{契約原単位の消費電力量} = \frac{\text{データセンターのPUE値} \times \text{当該サービス提供基盤のICT機器消費電力量}}{\text{当該サービス提供基盤で提供可能な最大契約原単位数}}$$

※ クラウド基盤が複数ある場合は、クラウド基盤ごとに消費電力量を算出し、その総和をサービス提供基盤の消費電力量とする。

計算例：自社でデータセンターからクラウドサービスまで一貫して構築・提供している場合

- 利用者の要求に対し、コンピューティングリソースをVMという単位で提供するIaaS型のクラウドサービス
- サービス提供基盤のICT機器を収容しているデータセンターのPUE値は2.0 (ア)
- サービス提供基盤のICT機器及び各機器の消費電力量は以下の通り
 ※本基盤は他のサービスとは共有していない
 - ・サーバA : 2000 kWh/年
 - ・サーバB : 3000 kWh/年
 - ・ストレージ機器C : 1000 kWh/年
 - ・ネットワーク機器D : 1000 kWh/年
- ICT機器消費電力量 : 7000 kWh/年 (イ)
- 上記サービス提供基盤で稼働するICT機器で、提供可能なVMの最大収容数は40台 (ウ)

$$\text{契約原単位の消費電力量} = \frac{\text{(ア)} \times \text{(イ)}}{\text{(ウ)}} = \frac{2.0 \times 7000}{40} = 350 \text{ kWh/年}$$

※ SIIに登録済みの他社のデータセンター上でサービス提供基盤を構築している場合は、当該データセンター事業者からPUE値を入手することで同様に計算することができる。

② 登録済みの他のクラウドサービス上でクラウドサービスを構築・提供する場合

$$\text{契約原単位の消費電力量} = \frac{\text{登録済みのクラウドサービスの契約原単位あたりの消費電力量} \times \text{利用原単位数}}{\text{当該サービス提供基盤で提供可能な最大契約原単位数}}$$

※ 登録するクラウドサービスのサービス提供基盤に、登録済みの他のクラウドサービスを利用する場合は、登録済みの他のクラウドサービスの契約原単位あたりの消費電力量と、利用する契約原単位数から消費電力量を算出することを認める。

計算例：登録済の他のクラウドサービス上でクラウドサービスを構築・提供している場合

- 登録するクラウドサービスは、利用 I D 単位（1 I D 単位）で提供する S a a S 型のサービス
- 上記サービスのサービス提供基盤は、既に S I I に登録されている A 社の P a a S サービスを用いて構築している
- A 社の P a a S サービスはアカウントという単位で提供されており、**契約原単位あたりの消費電力量は 5 0 k W h / 年** (ア)
- 登録するクラウドサービスのサービス提供基盤では**A 社の P a a S サービスの 2 0 0 アカウント**を利用している (イ)
- 上記サービス提供基盤で稼働する I C T 機器で、提供可能な利用 I D の**最大収容数は 5 0 0 I D** (ウ)

$$\text{契約原単位の消費電力量} = \frac{\text{(ア)} \times \text{(イ)}}{\text{(ウ)}} = \frac{50 \times 200}{500} = 20 \text{ k W h / 年}$$

③ ①と②を組み合わせてクラウドサービスを提供する場合

$$\text{契約原単位の消費電力量} = \frac{\text{自社のクラウド基盤の消費電力量} + \text{利用している他のクラウドサービスの消費電力量}}{\text{当該サービス提供基盤で提供可能な最大契約原単位数}}$$

- ※ クラウド基盤（データセンター）及び登録済みの他のクラウドサービスを複数使用している場合は、全ての消費電力量の総和をサービス提供基盤の消費電力量とする。
- ※ 上記「利用している他のクラウドサービスの消費電力量」については、「登録済みのクラウドサービスの契約原単位あたりの消費電力量×利用原単位数」とする。

計算例：自社のデータセンターと他社のクラウドサービスを併用してクラウドサービスを構築・提供している場合

- 利用者ID単位（1ID単位）で提供するSaaS型のクラウドサービス
- サービス提供基盤は、既にSaaSに登録されているX社のIaaSサービスと自社データセンターに収容したICT機器を併用し構築している
- 自社データセンターのPUE値は2.2 (ア)
- 自社データセンターに収容されているサービス提供基盤用のICT機器及び各機器の消費電力量は以下の通り
 - サーバA : 2000kWh/年
 - ストレージ機器B : 1000kWh/年
 - ストレージ機器C : 2000kWh/年
 - ネットワーク機器D : 1000kWh/年
- ICT機器消費電力量 : 6000kWh/年 (イ)
- X社のIaaSサービスはVMという単位で提供されており、契約原単位あたりの消費電力量は400kWh/年 (ウ)
- 登録するサービスのサービス提供基盤で100VMを利用している (エ)
- 上記サービス提供基盤で稼働するICT機器で、提供可能な接続IDの最大収容数は200ID (オ)

$$\begin{aligned} \text{契約原単位の消費電力量} &= \frac{[(\text{ア}) \times (\text{イ})] + [(\text{ウ}) \times (\text{エ})]}{(\text{オ})} \\ &= \frac{[2.2 \times 6000] + [400 \times 100]}{200} = 266 \text{ kWh/年} \end{aligned}$$

(2) クラウド基盤で使用するICT機器の消費電力量の算出方法

登録するクラウドサービスのサービス提供に使用するICT機器の利用形態に応じ、以下の通り算出する。

①クラウド基盤として使用するICT機器を、登録するクラウドサービスのみで使用する場合

クラウド基盤を構成するICT機器の消費電力量をそれぞれ実測し、各ICT機器の消費電力の合計値を該当のクラウドサービスの消費電力量とする。

ただし、ICT機器に対する実測が困難な場合は、理由を明示のうえ、ICT機器の定格電力を基に設計値での消費電力量を算出するとともに、以下の証憑資料を提出すること。

■実測値の場合に提出する根拠資料

- 1) 実測期間
- 2) 実測対象機器の構成（機種名、型番、台数 等）
- 3) 実測方法の説明書
- 4) 実測値の証憑書類（実測数値一覧表）
- 5) 計算書

■設計値の場合に提出する根拠資料

- 1) 設計上の設置機器構成（機種名、型番、定格電力、台数 等）
- 2) 使用機器の定格電力を証明する資料
- 3) 計算書

※ 設計値の場合、SIIは提出された根拠資料の内容と、実際のICT機器構成との整合性を確認するために、現地確認を求めることがある。

※ 設計値での消費電力量は、「ICT機器の定格電力×係数（0.3）×時間（年）」により算出することとする。

②クラウド基盤として使用するICT機器上に、登録するクラウドサービス以外の用途が含まれる場合

ICT機器の消費電力に対し、登録するクラウドサービスとその他用途との占有率に応じ、ICT機器全体の消費電力量を按分した値を、登録するクラウドサービスの消費電力量とする。

また、上記按分が行えない場合は、そのクラウドサービスが含まれるICT機器全体の消費電力量を登録するクラウドサービスの消費電力量とみなす。

按分を行う際は、実測値、設計値に係らず、上記資料に加え、下記の書類を併せて提出すること。

■按分を行う際に追加で必要となる根拠資料

- 1) 設計上の各クラウドサービス利用構成（各サービスの利用配分が確認できるもの）
- 2) 各クラウドサービスの利用を証明できる証憑書類

(3) データセンターのPUE値の提示

登録するクラウドサービスの運用を行うデータセンターのPUE値については、実測に基づく値を基本とし、データセンター事業者が責任をもって提示すること。

※ただし、稼働後3年以内のデータセンターについては、実測に基づくPUE値の算出が困難な場合は、設計PUE値も認める。

※サービス提供基盤が複数のデータセンターを利用する場合、データセンターごとにPUE値及びPUE値算出の確証を提出すること。

【PUE値の算出】

PUE値の算出は、日本データセンター協会が策定した「PUE計測・計算方法に関するガイドライン」Ver. 2.5以上に従って行うものとする。

■実測に基づき提出する根拠資料

- 1) 実測方法の説明書（測定期間、計測ポイント等）
- 2) エネルギーの供給から消費までの系統を示す系統図（エネルギーブロックチャート）
- 3) 計算書（エクセルシート含む）
- 4) 測定値の証憑書類（実測数値一覧表等）

■設計値に基づき提出する根拠資料

- 1) 設計PUE値の計算方法の説明書
（想定ICT機器負荷（ラックあたり消費電力、充足率）等）
- 2) エネルギーの供給から消費までの系統を示す系統図（エネルギーブロックチャート）
- 3) 計算書（エクセルシートを含む）
- 4) 設計上のエネルギーを消費する主な設備機器や用途の構成表
（空調等主な設備の機種名、定格電力、台数または設備用途別の想定消費電力量等）

※SIIは提出された根拠資料の内容を確認するため、追加資料の提出や、現地確認を求めることがある。

※「PUE計測・計算方法に関するガイドライン」Ver. 2.5のダイジェスト版及びエネルギーブロックチャートのサンプル及び計算書のエクセルシートについては、日本データセンター協会のホームページから入手することができる。系統図および計算書の作成の際は、これらを活用もしくは参考とすることが望ましい。

4. クラウドサービス登録の申請方法

4. クラウドサービス登録の申請方法

4-1 申請書の入手方法

S I I ホームページから申請様式をダウンロードし、登録申請に必要な書類（様式及び証憑書類）を作成し申請すること。

4-2 提出書類

所定の様式、定められた内容が記載された自由書式の書類及び指定された書類の電子ファイルを記録したCD-R/DVD-Rメディアを送付すること。（「別紙 クラウドサービス登録申請に必要な書類一覧」を参照のこと。）

提出書類の一式は、正副2部作成し、1部（正）を提出し、1部（副）を申請者にて保管すること。

<提出書類一覧>

No.	分類	様式	書類名称	必須	提出数	電子ファイル	注意事項
00	—	指定	クラウドサービス登録に必要な書類チェックリスト	○	1部	○	必要書類の有無を確認するためのチェックリスト確認・記入済みのものを提出すること
01	クラウドサービスに関する書類	指定(様式1)	クラウドサービス登録申請書	○	1部		クラウドサービスを提供する事業者が記入、捺印(代表者等の印)、別紙様式2を提出すること
02		指定(様式2)	クラウドサービス事業者概要書	○	1部	○	
03		原本	商業登記簿謄本	○	1部		発行後3か月以内のものを提出すること
04		自由	会社概要	○	1部		会社情報を説明する資料を提出すること
05		自由	決算報告書(直近3年分)	○	1部		決算情報を説明する資料を提出すること
06	クラウドサービスに関する書類	指定(様式3)	クラウドサービス概要書	○	複数枚	○	登録を申請するクラウドサービスごとに様式3を提出すること
07		自由	取得済みの第三者認証を証明する書類	○	1部 ※必要に応じて複数種類		取得済みの第三者認証の認証証明書等
08		自由	契約書類(雛形可)	○	1部	○	契約単位やサービス廃止などを確認できる書類を提出すること
09		自由	登録クラウドサービスの契約原単位あたりの消費電力量を説明する書類	○	1部	○	サービス目標が契約書や約款に記載されている場合は、該当する書類を提出すること 契約原単位あたりの消費電力量を算出するための計算書等 ※サービス基盤として使用するクラウド基盤に、登録サービス以外の用途が含まれる場合は、その機器の占有率に応じた按分の割合を説明できる書類を提出すること
10	クラウド基盤に関する書類	指定(様式4)	利用する登録済みの他のクラウドサービス概要書	△ (※2)	1部 ※必要に応じて複数枚	○	登録済みのクラウドサービスを利用して、クラウドサービスを提供する場合は提出すること
11		自由	登録済みの他のクラウドサービスの利用を証明する書類	△ (※2)	各1部		登録済みのクラウドサービスの利用契約書等、契約原単位数が分かる書類を提出すること
12		指定(様式5)	クラウド基盤に関する概要書	△ (※2)	1部 ※必要に応じて複数枚	○	登録済みのクラウドサービスが複数クラウド基盤を利用して提供する場合、全てのクラウド基盤の情報を記入すること 記入欄が不足する場合は、様式5を複数枚、記入して提出すること
13	自由	クラウド基盤の消費電力量を表付ける書類	△ (※2)	各1部	○	実測で算出する場合 ・測定期間 ・実測対象機器の構成図(機種名、型番、台数等) ・実測対象機器の一覧表(資産管理台帳も可) ・実測方法の説明書 ・実測値の証憑(実測数値一覧表等) ・計算書 設計値で算出する場合 ・設計上の想定設置機器構成図(機種名、型番、定格電力、台数等) ・想定機器の一覧表(機器ごとの定格電力を含む) ・計算書 ※サービスの基盤として使用するICT機器に、登録サービス以外の用途が含まれる場合は、その機器の占有率に応じた按分の割合を説明できる書類を提出すること	

4. クラウドサービス登録の申請方法

14	データセンターに関する書類	指定 (様式6-1)	データセンターに関する概要書	△ (※2)	1部 ※必要に応じて複数枚	○	登録済みのクラウドサービスが複数のデータセンターを利用している場合、全てのデータセンターの情報を記入すること 記入欄が不足する場合は、様式6-1を複数枚、記入して提出すること	
15		指定 (様式6-2)	ティアレベルチェック表	△ (※2)	1部 ※必要に応じて複数枚	○	登録済みのクラウドサービスが複数のデータセンターを利用している場合、全てのデータセンターの情報を記入すること 記入欄が不足する場合は、様式6-2を複数枚、記入して提出すること	
16		自由	クラウドサービスで利用するデータセンターの保有もしくは利用を証明する書類 (建物存在を証明する書類 (自社データセンター利用の場合のみ))	△ (※2)	各1部			建物の建築確認済証や検査済証、台帳記載事項証明書、賃貸契約書の写し等
			クラウドサービスで利用するデータセンターの保有もしくは利用を証明する書類 (運用開始日を裏付ける書類 (自社データセンター利用の場合のみ))	△ (※2)	各1部			ニュースリリース、電気契約、電気工事納品書等
			クラウドサービスで利用するデータセンターの保有もしくは利用を証明する書類 (利用実績を裏付ける書類 (他社データセンター利用の場合のみ))	△ (※2)	各1部			利用サービスの内容、契約書、利用実績等
17	自由	クラウドサービスで利用するデータセンターの省エネルギー性を証明する書類	△ (※2)	各1部	○	<p>PUE値を実測で算出する場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 実測方法の説明書(測定期間、測定ポイント等) 2) エネルギーの供給から消費までの系統を示す系統図(エネルギーブロックチャート) 3) 計算書(エクセルシート含む) 4) 測定値の証憑書類(実測数値一覧表等) <p>PUE値を設計値で算出する場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 設計PUE値の計算方法の説明書(想定ICT機器負荷(ラックあたり消費電力、充足率)等) 2) エネルギーの供給から消費までの系統を示す系統図(エネルギーブロックチャート) 3) 計算書(エクセルシートを含む) 4) 設計上のエネルギーを消費する主な設備機器や用途の構成表(空調等主な設備の機種名、定格電力、台数または設備用途別の想定消費電力量等) 		
18	-	指定 (様式7)	クラウドサービス販売者概要書	△ (※2)	1部 ※必要に応じて複数枚	○	クラウドサービス提供事業者が提供するクラウドサービスの再販を許可する場合、販売者の情報と再販するクラウドサービスの名称を記入し、提出すること	

※1：原則、必須であるが、他の書類に求められる内容が含まれる場合、代替書類を明示したうえで該当箇所が分かるようにすること。

※2：原則、必須である。ただし、クラウドサービスの構成により提出書類が異なるため、クラウドサービスの構成に応じた書類を提出すること。

4-3 受付期間

申請の受け付けは、以下の期間にて実施する。

◆一次締め切り

平成26年4月24日（木）～平成26年5月16日（金）17:00（必着）

※一次締め切りまでに受け付けた申請は、一齐に審査を行い、平成26年6月初旬に結果の通知及び公表を行う。

◆随時受付期間

平成26年5月19日（月）～平成26年9月30日（火）17:00（必着）

※平成26年5月19日（月）以降に受け付けた申請は、順次、審査を行い、結果の通知及び公表を行う。

4-4 問い合わせ先と送付先

申請書類一式の送付先の住所と、本事業に係る問い合わせ先は以下の通り。

◆問い合わせ先

TEL：03-5565-4970

《平日 10:00～12:00、13:00～17:00》

◆送付先

〒104-0061

東京都中央区銀座2-16-7 恒産第1ビル4階

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

審査第二グループ クラウドサービス担当宛

<提出時の注意点>

※申請書類は、正の1部を提出すること。副の1部は申請者にて5年間保管すること。

※提出された全ての書類については、いかなる理由があっても返却しない。

※送付時の宛先には略称「SII」は使用しないこと。

※封筒には『クラウドサービス登録申請書在中』と必ず記載すること。

※封筒には申請するクラウドサービス提供型を全て記載すること。

※CD-R/DVD-Rには定められた書類データのみを記録すること。

※申請書類は、郵送・宅配等の配送状況が確認できる手段で送付すること。なお、SIIへの直接の持ち込みは受け付けない。

※送付先のビル名及び担当名を間違えないよう注意すること。

別紙. 様式一式

クラウドサービス登録に必要な書類チェックリスト

No.	分類	様式	書類名称	必須	提出部数	電子ファイル	申請者記入欄					
							チェック		提出部数	提出枚数	備考	
							紙	電子ファイル				
00	—	指定	クラウドサービス登録に必要な書類チェックリスト	○	1部			—				
01	クラウドサービス事業者に関する書類	指定 (様式1)	クラウドサービス登録申請書	○	1部			—				
02		指定 (様式2)	クラウドサービス事業者概要書	○	1部	○						
03		原本	商業登記簿謄本	○	1部			—				
04		自由	会社概要	○	1部			—				
05		自由	決算報告書(直近3年分)	○	1部			—				
06	クラウドサービスに関する書類	指定 (様式3)	クラウドサービス概要書	○	複数枚	○						
07		自由	取得済みの第三者認証を証明する書類 ・ISO/IEC27001 (JIS Q 27001) ・JIS Q 15001 (プライバシーマーク) ・ISO20000(ITSMS) ・ASPIC情報開示認定 (ASP・SaaS / IaaS・PaaS)	○	1部			—				
08		自由	契約書類(雛形可)	サービス契約書、サービス約款等	○	1部	○					
				サービス目標や品質目標を確認できる書類	△ (※1)	1部			—			
09	自由	登録クラウドサービスの契約原単位あたりの消費電力量を説明する書類	○	1部	○							
10	クラウド基盤に関する書類	指定 (様式4)	利用する登録済みの他のクラウドサービス概要書	△ (※2)	1部 ※必要に応じて複数枚	○						
11		自由	登録済みの他のクラウドサービスの利用を証明する書類	△ (※2)	各1部			—				
12		指定 (様式5)	クラウド基盤に関する概要書	△ (※2)	1部 ※必要に応じて複数枚	○						
13		自由	クラウド基盤の消費電力量を裏付ける書類	△ (※2)	各1部	○						
14	データセンターに関する書類	指定 (様式6-1)	データセンターに関する概要書	△ (※2)	1部 ※必要に応じて複数枚	○						
15		指定 (様式6-2)	ティアレベルチェック表	△ (※2)	1部 ※必要に応じて複数枚	○						
16		自由	クラウドサービスで利用するデータセンターの保有もしくは利用を証明する書類	建物の存在を証明する書類 (自社データセンター利用の場合のみ)	△ (※2)	各1部			—			
				運用開始日を裏付ける書類 (自社データセンター利用の場合のみ)	△ (※2)	各1部			—			
				利用実績を裏付ける書類 (他社データセンター利用の場合のみ)	△ (※2)	各1部			—			
17		自由	クラウドサービスで利用するデータセンターの省エネルギー性を証明する書類	△ (※2)	各1部	○						
18	—	指定 (様式7)	クラウドサービス販売者概要書	△ (※2)	1部 ※必要に応じて複数枚	○						

※1: 原則、必須である。ただし、他の書類に求められる内容が含まれる場合、代替書類を明示した上で、該当箇所が分かるようにすること。

※2: 原則、必須である。ただし、クラウドサービスの構成により提出書類が異なるため、クラウドサービスの構成に応じた書類を提出すること。

(様式1)

中小企業等のクラウド利用による革新的省エネ化実証支援事業

クラウドサービス登録申請書

平成26年 月 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 赤池 学 殿

申請者 住所：
名称：
代表者等名：

印

平成26年度
中小企業等のクラウド利用による革新的省エネ化実証支援事業
(データセンターを利用したクラウド化支援)
クラウドサービス登録申請書

中小企業等のクラウド利用による革新的省エネ化実証支援事業(データセンターを利用したクラウド化支援)におけるクラウドサービス事業者として、提供するクラウドサービスの登録を申請いたします。

(様式2)

クラウドサービス事業者概要書

クラウドサービスを提供する事業者の基本情報を記入する様式です

★がついた項目は、SIIのホームページに掲載されます

1. 事業者情報

事業者名(★)	ヨミガナ		
所在地	〒	都道府県	市区町村
資本金(出資金)	千円	従業員数	人
主たる業種 (日本標準産業分類、中分類)		設立日	
代表者氏名	ヨミガナ		

2. 担当者(SII等からの問い合わせに対応する担当者を記入すること)

部署名			
担当者氏名	ヨミガナ		
住所	〒	都道府県	市区町村
電話番号		メールアドレス	

3. 問い合わせ窓口(社外からの問い合わせに対応する窓口を記入すること)

部署名(★)			
担当者氏名(★)	ヨミガナ		
問い合わせ方法(★)	※電話、メール、郵送等の手段を記載する	問い合わせ先(★)	※左記の手段に応じた問い合わせ先を記載する(電話番号、メールアドレス、住所等)

4. 事業者の実績

クラウドサービスの提供実績	
---------------	--

(様式3)

(/)

クラウドサービス概要書

登録するクラウドサービスの基本情報、利用する基盤の情報、契約原単位情報などを記入する様式です

★がついた項目は、SIIのホームページ上に掲載されます

サービス連番	一度の申請で複数のクラウドサービスを登録する際、この欄に連番を記入してください
--------	---

1. 登録するサービスの概要

サービス提供型(★)	①IaaS ②PaaS ③SaaS ④データセンター	④データセンターを選択した場合、「クラウドサービス名称」以下の項目は記入不要です
クラウドサービス名称(★)	※複数のクラウドサービスを登録する場合、名称は重複しないようにすること	
クラウドサービス概要(500字以内)(★)		
URL(※)(★)		
提供開始日		契約実績(件数)
取得済みの第三者認証	※登録要領に記載されている第三者認証を取得済みの場合、取得している全ての認証基盤名称、登録番号を記入すること	
サービス継続性	<input type="checkbox"/> 同意する	※当該クラウドサービスの提供を平成28年3月31日まで継続することに同意するならば、チェックボックスにチェックを入れること

※URLには登録するクラウドサービスが掲載されているホームページ等のURLを記入してください

2. サービス提供基盤情報

サービス提供基盤の形態	①自社基盤のみ ②他社データセンターを利用 ③登録済みのクラウドサービスのみ利用 ④①・②・③を併用
サービス提供基盤の消費電力量/年	kWh/年

3. 契約原単位情報(登録する契約原単位ごとに記載すること)

契約原単位①名称(★)		契約原単位①の消費電力量/年	kWh/年
契約原単位①定義			
契約原単位②名称(★)		契約原単位②の消費電力量/年	kWh/年
契約原単位②定義			
契約原単位③名称(★)		契約原単位③の消費電力量/年	kWh/年
契約原単位③定義			
契約原単位④名称(★)		契約原単位④の消費電力量/年	kWh/年
契約原単位④定義			
契約原単位⑤名称(★)		契約原単位⑤の消費電力量/年	kWh/年
契約原単位⑤定義			
契約原単位⑥名称(★)		契約原単位⑥の消費電力量/年	kWh/年
契約原単位⑥定義			

(様式4)

(/)

利用する登録済みの他のクラウドサービス概要書

クラウドサービスの提供に登録済みの他のクラウドサービスを利用する場合、利用するクラウドサービスについての情報を記入する様式です

※(様式3)クラウドサービス概要書の2. サービス提供基盤情報にて「③登録済みのクラウドサービスのみ利用」または

「④①・②・③を併用」を選択した場合、利用する登録済みの他のクラウドサービスを全て記入すること

※記入欄が不足する場合は、本様式を複数使用すること(その場合、2枚目以降の「1. 登録するサービスの概要」は記入不要)

1. 登録するサービスの概要

消費電力量／年の の総合計	kWh／年	利用クラウド サービス数	
------------------	-------	-----------------	--

利用クラウドサービス() ※利用するクラウドサービスが複数ある場合、括弧内に連番を記入すること

クラウドサービス 登録番号					
クラウドサービス名称					
クラウドサービスの 消費電力量／年	消費電力量／年の の合計				kWh／年
	契約原単位名称	契約原単位番号	数量	消費電力量／年の小計	
				kWh／年	
				kWh／年	
				kWh／年	
				kWh／年	
				kWh／年	
				kWh／年	

利用クラウドサービス() ※利用するクラウドサービスが複数ある場合、括弧内に連番を記入すること

クラウドサービス 登録番号					
クラウドサービス名称					
クラウドサービスの 消費電力量／年	消費電力量／年の の合計				kWh／年
	契約原単位名称	契約原単位番号	数量	消費電力量／年の小計	
				kWh／年	
				kWh／年	
				kWh／年	
				kWh／年	
				kWh／年	
				kWh／年	

(様式5)

(/)

クラウド基盤に関する概要書

クラウドサービスで利用するクラウド基盤(ICT機器等とデータセンター)の情報を記入する様式です
 ※記入欄が不足する場合は、本様式を複数使用すること(その場合、2枚目以降の「1. クラウド基盤情報」は記入不要)

1. クラウド基盤情報

消費電力量／年の の総合計	kWh／年	クラウド基盤数 (利用データセンター数)	
------------------	-------	-------------------------	--

クラウド基盤()の消費電力量情報 ※利用するクラウド基盤が複数ある場合、括弧内に連番を記入すること

クラウド基盤の 消費電力量／年	消費電力量／年の の合計	kWh／年	
	ICT機器等情報	計測方法	①実測値 ②設計値
		②設計値を選択した場合、実測が行えない理由を記入	
		クラウドシステムの 消費電力量／年	kWh／年
	データセンター 情報	データセンター 登録番号	
		データセンター名称	
		データセンターの PUE値	
		計測方法	①実測値 ②設計値
		①実測値を選択した場合の計測期間	年 月 日 ~ 年 月 日
		②設計値を選択した場合、実測が行えない理由を記入	

クラウド基盤()の消費電力量情報 ※利用するクラウド基盤が複数ある場合、括弧内に連番を記入すること

クラウド基盤の 消費電力量／年	消費電力量／年の の合計	kWh／年	
	ICT機器等情報	計測方法	①実測値 ②設計値
		②設計値を選択した場合、実測が行えない理由を記入	
		クラウドシステムの 消費電力量／年	kWh／年
	データセンター 情報	データセンター 登録番号	
		データセンター名称	
		データセンターの PUE値	
		計測方法	①実測値 ②設計値
		①実測値を選択した場合の計測期間	年 月 日 ~ 年 月 日
		②設計値を選択した場合、実測が行えない理由を記入	

(様式6-1)

中小企業等のクラウド利用による革新的省エネ化実証支援事業

(/)

データセンターに関する概要書

クラウドサービスの提供に利用するデータセンターの基本情報と、データセンターのティアレベルのチェック結果を記入する様式です
 ※(様式5)クラウド基盤に関する概要書にて記入したデータセンターごとに本様式を記入すること
 ※データセンター登録で「①登録する」を選択した場合、★がついた項目は、SIIのホームページ上に掲載されます

1. データセンターに関する基本情報

データセンター登録	①登録する	②登録しない	※他のクラウドサービスで利用したり、他のクラウドサービス事業者が利用できるようにする場合は「①登録する」を選択してください		
データセンター名称(※1)(★)			クラウド基盤の連番(※2)		
データセンター事業者名(★)					
所在地(都道府県)	※所在地は都道府県までを記入すること		データセンターの運用開始日		
データセンターのPUE値					
計測方法	①実測値		②設計値		
①実測値を選択した場合の計測期間	年	月	日	～ 年 月 日	2012年4月1日以降の計測値を用いること
②設計値を選択した場合、実測が行えない理由を記入					
ティアレベル	①ティア1	②ティア2	③ティア3	④ティア4	※(様式6-2)ティアレベルチェック表のチェック表におけるティアレベルのうち、最も低いティアレベルを記載すること

※1、※2 (様式5)クラウド基盤に関する概要書を提出する場合は、様式5に記入したデータセンター名称とクラウド基盤の連番を記入してください

(様式6-2)

中小企業等のクラウド利用による革新的省エネ化実証支援事業

(/)

ティアレベルチェック表

※(様式5)クラウド基盤に関する概要書にて記入したデータセンターごとに本様式を記入すること

1. 利用するデータセンターに関するティアレベルチェック表(基準項目)

データセンター名称		クラウド基盤の連番		(様式6-1)データセンターに関する概要書に記入したデータセンター名称とクラウド基盤の連番を記入してください				
分類	No.	チェック項目	基準項目の評価基準				評価	
			ティア1	ティア2	ティア3	ティア4	ティアレベル	評価理由・状態
建物 (B)	1	建築用途 (DC専用建物であるか否か) ※主要基幹テナントとは、ビルの定期点検等に対して、何らかのバックアップ対策をたて、データセンターの機能が予定外に停止する懸念のないテナントを想定している ※DC・通信関連テナントとは、通信ビル等においてデータセンターが独立した専用区画となっているテナントを想定している	複数用途 (複数テナント)		複数用途 (主要基幹テナント)		DC専用 (DC・通信関連テナント)	
		1) PMLによる評価の場合 2) 建築基準法による評価の場合 ※1 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説(建設大臣官庁営繕部監修、平成8年版)高さ60mを超える高層建築物、免震建築物はI類 ※2 今後50年間に10%の確率で発生する可能性のある予測震度(文部科学省全国地震動予測地図) J-SHISで震度階を表示させるときには、(A)を「全ての地震」、(B)を「最大ケース」とし、(C)は「2012年版(モデル1)」と(モデル2)」の震度階が大きき値を採用する。	PML 25~30%未満	PML 20~25%未満	PML 10~20%未満	PML 10%未満	※1) PMLと2) 建築基準法のどちらかの方法で評価すること ※1) PMLと2) 建築基準法のどちらかを利用したかを明記すること	
	地震リスクに対する安全性	1981年以前の建築基準法に準拠しているが、耐震診断の結果、耐震補強不要と判断された場合 耐震補強が必要とされ、耐震補強を実施済みの場合は、現行建築基準法に準拠した建物相当として評価する						
		1981年以前の建築基準法に準拠		1981年6月改正の建築基準法に準拠		建築基準法に準拠、かつ耐震性能はII類またはI類相当※1		
		1981年以前の建築基準法に準拠しているが、耐震診断の結果、耐震補強不要と判断された場合 耐震補強が必要とされ、耐震補強を実施済みの場合は、現行建築基準法に準拠した建物相当として評価する				1981年6月改正の建築基準法に準拠、かつ耐震性能はI類相当※1		
1981年以前の建築基準法に準拠		1981年6月改正の建築基準法に準拠		1981年6月改正の建築基準法に準拠、かつ耐震性能はII類相当※1				
(リセキユ)	1	セキュリティ管理レベル	サーバ室		建物、サーバ室		敷地、建物、サーバ室、ラック	
電気設備 (E)	1	受電回線の冗長性	単一回線		複数回線 (SNW、本線予備線、ループ)			
	2	電源経路の冗長性 (受電設備からUPS入力)	単一経路		複数経路			
	3	電源経路の冗長性 (UPSからサーバ室PDU)	単一経路		複数経路			
	4	非常用電源設備の冗長性	規定なし		N		N+1	
	5	UPS設備の冗長性 *N=1~2台の場合: 2Nはティア4と評価する	N		N+1		N+2	
空調設備 (H)	1	熱源機器・空調機器の冗長性 *N=1~2台の場合: 2Nはティア4と評価する *サーバ室を評価の対象とする	N		N+1		N+2	
	2	熱源機器・空調機器用電源経路の冗長性	単一経路		複数経路			
通信設備 (T)	1	引き込み経路キャリアの冗長性 *サーバ室に直接引き込む経路も1経路とする	単一経路 単一キャリア		複数経路 単一キャリア		複数経路 複数キャリア	
	2	建物内ネットワーク経路の冗長性 *サーバ室に直接引き込む経路も1経路とする	単一経路		複数経路			
設備運用 (M)	1	常駐管理体制	規定無し		8時間/日以上の常駐管理		24時間×365日の常駐管理	
	2	運用マネジメントの仕組みと運用 (運用要員の育成プログラムも含む)	運用体制あり		運用要員育成プログラムを含む規定された運用体制あり		ISO27001又はFISC運用基準において、設備運用に関する項目に準拠	

(様式7)

(/)

クラウドサービス販売者概要書

複数の事業者が同一クラウドサービスの販売等を行う場合に、クラウドサービスを提供する事業者が代表して販売する事業者を登録する様式です
ただし、同一内容のクラウドサービスであっても、異なるサービス名で販売する場合は、別のクラウドサービスとして個別に申請してください
★がついた項目は、SIIのホームページ上に掲載されます

1. 販売事業者情報

事業者名(★)			
所在地	〒	都道府県	市区町村
資本金	千円	設立日	
主たる業種 (日本標準産業分類、中分類)			
代表者氏名	フリガナ		
URL			
事業概要 (140字以内)			
担当者氏名			
電話番号		メールアドレス	

2. 問い合わせ窓口(社外からの問い合わせに対応する窓口を記入すること)

部署名(★)			
担当者氏名(★)	フリガナ		
問い合わせ方法(★)	※電話、メール、郵送等の手段を記載する	問い合わせ先(★)	※左記の手段に応じた問い合わせ先を記載する(電話番号、メールアドレス、住所等)

販売クラウドサービス(★)

クラウドサービス名称①		サービス連番①(※)	
クラウドサービス名称②		サービス連番②(※)	
クラウドサービス名称③		サービス連番③(※)	
クラウドサービス名称④		サービス連番④(※)	
クラウドサービス名称⑤		サービス連番⑤(※)	
クラウドサービス名称⑥		サービス連番⑥(※)	
クラウドサービス名称⑦		サービス連番⑦(※)	
クラウドサービス名称⑧		サービス連番⑧(※)	
クラウドサービス名称⑨		サービス連番⑨(※)	
クラウドサービス名称⑩		サービス連番⑩(※)	

※サービス連番には、(様式3)クラウドサービス概要書に記入した「サービス連番」を記入してください

更新日	バージョン	更新内容
2014/4/24	1.0	新規作成
2014/7/31	1.1	共同申請者に係る説明の変更(P. 8、P. 9)
		事業全体スケジュールの変更(P. 10)

